

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和5年2月2日（令和5年（行個）諮問第31号）

答申日：令和5年6月5日（令和5年度（行個）答申第21号）

事件名：本人の情報を「被指導区分者等の状況」に登載しなくなった理由が分かる文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年10月13日付け特定記号208により特定国税局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示された診療録には、「被指導区分者等の状況」について、特定日を最後に登載しなくなった理由（根拠）を示す内容の記載がなく、開示請求で求めた保有個人情報がないため。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、法76条1項に基づく開示請求に関し、処分庁が行った原処分について、原処分を取消し、請求した個人情報の開示を求めるものである。

#### 2 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報を特定した上で、開示決定（原処分）を行った。

審査請求人は、本件文書には、本件請求保有個人情報がないとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

### 3 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

本件対象保有個人情報について、処分庁に確認したところ、処分庁は以下のとおり説明する。

- (1) 「被指導区分者等の状況」は、特定国税局において、指導区分が付与されるなどして健康管理医との面接が必要になった職員について、診療所の事務担当者（以下「事務担当者」という。）が指導区分の状況や面接日程などの事務管理を行うために作成しているものであり、規定等によりその作成要件が定められているものではない。
- (2) 特定国税局において、事務担当者が審査請求人の面接日程等を管理する必要がなくなったことから、特定日を最後に「被指導区分者等の状況」に審査請求人の情報を登録しなくなった。
- (3) 本件文書の16枚目（右上に「第14号」と表示があるページ）の14行目に「今回で終了を希望する」との記載（以下「本件記載」という。）がある。

本件記載は、審査請求人が健康管理医との面談の終了を希望したことを記載したものであり、上記（2）の根拠であることから、本件請求保有個人情報に該当する。

- (4) 審査請求を受け、改めて電子メール及び共有フォルダ等の電子データ並びに特定国税局厚生課及び診療所の事務室について探索したが、本件文書のほかに本件請求保有個人情報が記載された文書は確認されなかった。

以上を踏まえ検討すると、処分庁の上記（1）ないし（3）の説明を覆すに足る事情はない上、その特定方法に不自然、不合理な点は認められず、また、上記（4）の探索の範囲等も不十分とはいえないから、特定国税局において、本件対象保有個人情報のほかに、開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

### 4 結論

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、特定国税局において、本件対象保有個人情報のほかに開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であると判断する。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |          |               |
|---|----------|---------------|
| ① | 令和5年2月2日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日       | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月18日  | 審議            |
| ④ | 同月31日    | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の2に掲げる文書（本件文書）に記録された保有個人情報を特定し、全部開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、請求した保有個人情報の開示を求めているところ、諮問庁は原処分を妥当であるとしていることから、以下、原処分における本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

### 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 当審査会において、諮問庁から提示を受けた「被指導者区分等の状況」を確認したところ、当該文書には、前回診断日、次回診断日及びその際の面接方法等が記載されており、上記第3の3(1)で諮問庁が説明するとおり、面接日程などの事務管理を行うために作成するものであることが認められる。

(2) 当審査会において、諮問書に添付された本件文書を確認したところ、特定日以降に行われた面接に関する記録の中には、上記第3の3(3)で諮問庁が説明する本件記載があり、審査請求人は健康管理医との面談の終了を希望したことが認められる。

(3) 上記(1)のとおり、「被指導者区分等の状況」が面接日程などの事務管理を行うために作成するものであることに鑑みれば、審査請求人と健康管理医の面談の終了をもって、事務担当者が審査請求人の面接日程等を管理する必要がなくなったことから、特定日を最後に「被指導者区分等の状況」に審査請求人の情報を登載しなくなったとする上記第3の3の諮問庁の説明に不自然、不合理な点はない。

(4) そうすると、本件対象保有個人情報は、本件請求保有個人情報に該当するものと認められ、また、上記第3の3(4)の探索の方法や範囲も不十分とはいえない。

(5) したがって、特定国税局において、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当である。

### 3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、特定国税局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 常岡孝好, 委員 野田 崇

## 別紙

### 1 本件請求保有個人情報

「被指導区分者等の状況」に関して、私の情報が特定日を最後に掲載しなくなった理由（根拠）がわかるもの

### 2 本件文書

診療録